

議会基本条例特別委員会（第17回）要点録

- 1 日 時 平成23年6月27日(月)9:28～11:58
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、
藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…前回の倫理条例案の確認。

「審査の請求」については、「(以下「有権者」という。)」を追加、「その総数の50分の1以上」を「有権者100人以上」に変更する。「審査委員会の設置」では、1項「別に定めるところにより却下する場合を除き、審査のため」を「これを審査するため」に変更し、2項「7人と有識者のうちから議長が委嘱する委員1人」を「6人と学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する委員2人」に変更する。「審査会の会議」では、「委員長」を「会長」に変更する。

(全委員確認)

委員長…委員会経過報告について。最終日に経過報告することを明日の議運で諮る。

経過報告案への意見は。

B委員…「ある時点」はどこまでやった時点かを明示した方がよい。

委員長…議決いただいた後だが、今は不透明なのでこの表現とした。

E委員…「ある時点」を削除しては。

委員長…「ある時点」を削除し、他は経過報告案のとおりとする。

(了承)

委員長…「逐条解説(案)」について。

事務局…前文は、二元代表制の用語解説、地方分権の進展による地方議会の使命、総意に基づいて制定した条例であることを述べています。

I委員…市民に見せるときの書式は条例と解説を上下に書く方法もあるが。

事務局…自治基本条例の書式に合わせましたが、変えることもできます。

D委員…事務局案の書式でよい。

H委員…同じ。

F委員…同じ。

G委員…同じ。

A委員…同じ。

委員長…書式は事務局案とする。

E委員…「二元代表制」の説明が要るのではないか。

I委員…「地方自治体」は思い入れある言葉なので、こだわりの説明が要る。

C委員…前文全体で「二元代表制」について述べられているので不要と思う。

委員長…「二元代表制」の説明は不要とし、「地方自治体」の説明を加えることとする。

「目的」について。

C委員…公用文のルールで「①」の表現は適切か。

事務局…公用文は「1, (1), ア」ですが、条例でよく使われる「①」としました。

委員長…調べて回答する。

F委員…「地方自治の本旨」に関する大分市の解説が分かり易い。

A委員…小学校の教科書の説明を参考にしてはどうか。

委員長…本日の原案を左、大分市を参考としたものを右にした資料で次回協議する。

「基本理念」について。

C委員…事務局案。

B委員…事務局案。

G委員…事務局案。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…「基本理念」の部分に解説は要らないのでは。

委員長…削除は簡単なので、一応入れておく。

(了承)

委員長…「基本方針」について。

C委員…「大切にしています。」など最後の表現をもう少し変えられないか。

A委員…市民に対し言うのだから事務局案でよい。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…「最高規範性」について。事務局案とする。

(了承)

委員長…「議会の活動原則」について。

F委員…「・・・こと」は「・・・こと。」のように句点が要るのでは。

事務局…調べます。

I委員…「執行機関」の説明が要る。

G委員…事務局案。

A委員…事務局案。

B委員…条例を簡素化しただけの解説は、おかしいのでは。

委員長…解説には、要点をまとめる必要もある。

D委員…「議決機関」の説明が要る。

委員長…調査して次回協議する。

「議員の活動原則」について。

C委員…「合議制」の説明が要る。「福祉の向上」も狭義でとられ易いので解説が要る。

B委員…そういうことこそ、用語解説として書くべき。

G委員…事務局案。

H委員…事務局案。

A委員…全て説明する必要はない。解説には、どういう趣旨で定めたかを書くべき。

D委員…書き方は統一してもらえばよい。C委員の意見はもっともと思う。

委員長…井原は条文をなぞるのではなく、一般論を解説している。

I委員…趣旨を入れるのは賛成。2, 3条は事務局案, 5, 6条は趣旨の説明に変えるのがよい。また「言論の府」の説明は要る。

委員長…「解説」を条文の要約とすることについてはどうか。

C委員…要約がよい。

B委員…要約がよい。

G委員…要約がよい。

H委員…要約がよい。

E委員…要約がよい。

F委員…要約がよい。

委員長…第5条及び第6条は要約とし、「合議制」、「福祉の向上」、「言論の府」の説明を入れ、次回協議する。

「議決の責任」について。

D委員…分かり易い言葉にできないか。

H委員…事務局案でよい。

E委員…事務局案でよい。

F委員…事務局案でよい。

I委員…「その責任を明確に定めました。」の一行でよい。

A委員…同じ。

B委員…「議決の責任」を重んじていることを、市民に知らせなくてはならない。

C委員…賛否の結果だけでなく、その理由をオープンにすることが必要。

B委員…次回までに自分の案を示す。

I委員…重みを持った表現にすればよいと思う。

委員長…各委員の案を基に再協議するので、水曜までに提出されたい。

I委員…5条3項の「へ」は「に」がよいということか。

事務局…漠然とした方向は「へ」、目的ははっきりした場合は「に」と考えます。

D委員…「に」がよい。

H委員…同じ。

C委員…同じ。

B委員…同じ。

G委員…同じ。

A委員…同じ。

F委員…同じ。

委員長…「に」とする。

(了承)

委員長…「会派」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

I委員…「政務調査費」は後述としたほうがよいのでは。

B委員…笠岡市議会では会派制を敷いていて、会派に政務調査費を交付している、と
いうように書くべき。

C委員…一般の人に分かるような会派のイメージを示せないか。

委員長…井原市の解説のようなもう一つの案を提示し次回協議する。

「全員協議会」について。

D委員…事務局案。どういう解説に全体を統一するか決めるべき。

F委員…同じ。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。このような解説が全体にわたってほしい

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…できるところはこの解説のように統一する。

「議長及び副議長」について。

D委員…なぜ「透明性」が要るのかの説明が要る。

H委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

F委員…「透明性確保」について具体的なものが未定なのではないか。

委員長…別に定める部分は条例ができた後で協議する。パブコメを行うために逐条解

説が要る。他議会でも条例後に定めている場合もあり，理解いただきたい。

I 委員…「統理し」の説明が要る。また，「議長が欠けたとき」の具体的な説明があった方がよい。

C 委員…同じ。

委員長…「統理し」の説明と「議長が欠けたとき」の具体例を入れたもので次回協議する。

「市民参加の促進」について。「聞く」は「聴く」に変更する。

(了承)

D 委員…事務局案。

H 委員…事務局案。

E 委員…事務局案。

F 委員…事務局案。

A 委員…事務局案。

G 委員…事務局案。

I 委員…「秘密会」の説明が要る。

B 委員…「秘密会」「公聴会制度」「参考人制度」の説明が要る。

C 委員…秘密会のことに，ここで敢えて触れる必要はないのではないかと。

委員長…「秘密会」「公聴会制度」「参考人制度」の説明を入れたもので次回協議。

「情報公開の推進」について。

C 委員…事務局案。

G 委員…事務局案。

A 委員…事務局案。

H 委員…事務局案。

E 委員…事務局案。

F 委員…事務局案。

I 委員…事務局案。

D 委員…全体について「・・・定めます。」は「・・・定めています。」がよい。

B 委員…「情報公開条例」が基本にあることを明示すべき。

A 委員…議会がこうやりますというのだから「情報公開条例」のことは要らない。

委員長…「・・・定めています。」とした事務局案とする。

(了承)

委員長…「議会報告会」について。

D 委員…「市政に市民の声を反映するために・・・」などバックにあるものも書くべき。

E 委員…D委員と同様に言葉を追加すべき。

F 委員…同じ。

A 委員…「別途定めることとしています。」でよいのでは。

委員長…「別に定める」がない状態での解説なので，ご理解いただければ。

G 委員…事務局案。

B委員…意見交換をした後が大切，それを基に政策立案をしていくことを書くべき。

委員長…もう少し具体化した案で次回協議する。

「議会と市長等との関係の基本原則」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

C委員…事務局案。

I委員…事務局案でよいが，ポイントをまとめるだけでもよいのではないか。

B委員…事務局案。特に第3項は目的が分かりよい。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…「一問一答による質疑応答及び反問権」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

C委員…事務局案。

E委員…解説に「第1項では」が要るのではないか。統一されていない。

委員長…次回までに全体を統一する。

I委員…「反問権」の説明が要る。

委員長…「反問権」の説明を追加したものを次回示す。

「政策等の監視及び評価」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…下から4行，「提出されるに際しては」がくどい。

F委員…「第1項」，「第2項」は文頭につけるよう統一するべき。

委員長…意見を反映した案で次回協議する。

「議会が求める報告及び資料の要求」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。審議会の決定事項を議会が事前に知ることができるという内容か。

委員長…議員が審議委員から外れる代わりに情報提供を求めた経緯がある。

「議決事件の追加」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

I委員…「制限列举」とは。

事務局…「逐条地方自治法」では、議決事件は、制限列举であるとされています。

B委員…権限が及ばない、とは、法定受託事務の部分を指すのか。

事務局…調べて回答します。

委員長…「政治倫理」について。

D委員…第3項について、より詳しく書くべき。

H委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

I委員…倫理条例ができるので第3項は削除すべき。

委員長…第3項の削除について、ご意見を。

H委員…削除しない。

E委員…削除しない。

F委員…削除しない。

A委員…削除しない。

B委員…削除しない。

C委員…削除しない。

委員長…事務局案でご理解いただきたい。第3項については、倫理条例の逐条で触れ

ることとしたい。

(了承)

委員長…「政務調査費」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…政務調査費について対象などが詳しく述べられたものがないか。

A委員…要綱で決めている。

F委員…大分市議会では、「・・・条例に定められています」と根拠を示している。

I委員…井原は詳しく、金額、用途などを具体的に書いてある。

C委員…金額は変動するので要らない。

B委員…用途が重要。

委員長…「交付条例、内規、申合せで定めていること」を追加し、次回示す。

「自由討議」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

C委員…事務局案。

B委員…重要だが、方法が定まっていない。今後、話し合う問題である。

委員長…「委員会の活動」について。

C委員…下から6行目「この議会基本条例は・・・審査されました。」は不要。下から

3行目「こととするとともに」、最後の行「こととすることなどを」がくどい。

B委員…C委員に同じ。

G委員…同じ。

A委員…同じ。

D委員…同じ。

H委員…同じ。

E委員…箇条書きにしてはどうか。

F委員…C委員に同じ。また、3行目「少なくとも一つの常任委員会・・・」は、複数の委員会に所属できることからして、しっくりこない。流山は、まとめ書きで読み易い。

委員長…次回再度協議する。

「政策討論会」, 「調査機能の充実」, 「議員定数」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…「議員報酬」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

I委員…「笠岡市特別職報酬等審議会」の説明が要る。

委員長…「議員研修の充実」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

C委員…事務局案。

B委員…もう少し表現を変えるべき。

委員長…「議会事務局の体制整備」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

F委員…事務局案。

E委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

委員長…事務局案とする。

(了承)

委員長…「議会図書室の充実」について。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

D委員…「官報」,「公報」の説明が要る。

委員長…「予算の確保」,「議員の責務」,「見直し手続」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

委員長…「具体化の推進」について。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

I委員…事務局案。

A委員…事務局案。

G委員…事務局案。

B委員…事務局案。

C委員…事務局案。

I委員…「目標」としたのはそのあとの「目的」重複を避けてか。

事務局…意識していませんが、ゴールという意味で使いました。

委員長…委員は29日までに案を提出されたい。また、委員会の内容や経過報告の件を会派でよく説明してほしい。